

ベーシックガバナンスチェック制度 概要

組織評価を受ける意義

私たちの組織評価は、民間主導による支援者視点が入った制度です。事業力や資金調達力があっても、ガバナンスの欠如によって、団体の基盤が揺らぐことも考えられます。組織運営の状況を確認するための健康診断としてご活用ください。

3つのメリット

助成金の申請 でアピール

休眠預金やモバイル・コミュニケーション・ファンドをはじめとした12助成機関・23助成プログラム・助成金額合計519億円※。

ガバナンス解説資料 をプレゼント

評価受診後に、今後の組織運営のヒントとなる解説資料を贈呈。

第三者評価の 結果通知まで1ヶ月

簡易なシステムで申請、受診からすぐに結果が分かります。

ベーシックガバナンスチェック評価基準一覧（1～8は第三者評価項目、9～23はセルフチェック項目）

領域	No	基準内容
第三者評価項目	ガバナンス	1 法令および定款に則って代表者および役員（理事3人以上、監事1人以上）を選任または解任している。
		2 定款に基づく役員会（理事会、運営委員会等）を年に2回以上開催している。
		3 社員総会（評議員会）を年に1回以上、実際に開催している。
		4 役員会および社員総会（評議員会）の議事録を定款および法令に基づいて作成している。
		5 1事業年度において、役員会（理事会、運営委員会等）または社員総会（評議員会）で、法令および定款で定める事項の他、以下の内容の審議を行っている。
		6 監事は監査を行っている。
		7 直近の登記事項を登記している。
	情報公開	8 法令で定められた書類を事務所に備え置き、閲覧可能な状態にあるとともに定款、役員名簿、事業計画、事業報告書、会計報告書類、役員報酬をウェブサイト上で公開している。
セルフチェック項目	情報公開	9 組織の所在地および問い合わせ方法をウェブサイト上で公開している。
		10 寄付者・支援者等に事業の成果を報告している。
	組織の目的と事業の実施	11 組織の目的と事業を文書化している。
		12 非営利型法人である。
		13 組織の目的に沿った半年度事業計画を策定している。
		14 事業の対象となる社会的ニーズや課題を多様な関係者からくみ取る仕組みがある。
		15 各事業の定期的な振り返りや見直しを行っている。
	コンプライアンス	16 税金を滞納していない。
		17 個人情報保護に関する規程を定め、取得目的を明示している。
	事務局運営	18 会計に関する専門知識をもった担当者またはアドバイザーがいる。
		19 現金の取扱い・資金管理に関して複数人によるチェック体制がある。
		20 法定保存文書の保存をしている。
		21 雇用契約書等で雇用条件の提示を行っている。※
		22 職員の就業状況を把握し、管理している。※
		23 労働保険に加入している。※

※21～23は雇用がある場合のみ適用。

対象団体（要件）はP2をご覧ください。

ベーシックガバナンスチェック制度 概要

対象団体（要件） 以下のいずれも満たしている必要があります。

対象団体

- 法人格を取得している組織（特定非営利活動法人、一般社団/財団法人、公益社団/財団法人、社会福祉法人）であること。
- 一般社団/財団法人は、理事会及び監事の設置、非営利型（非営利徹底型または共益型）であること。
- 設立後1事業年度を経過し定時社員総会・評議員会の開催を終えていること。

団体の主たる目的等

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- 特定の個人を支持し、又は特定の個人に反対することを目的とするものでないこと。
- 反社会的勢力※ではないこと。

※反社会的勢力 法務省『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）による「暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である『反社会的勢力』」を指す。

機関と運営等

- 代表理事（名称は理事長等その団体による）を選任している。
- 役員への利益供与および競業・利益相反の制限について理解し、団体として管理している。
- 直近で受けた行政庁の立入検査で指摘事項を受けた場合は、改善に取り組んでいる。
（公益法人のみ）
- 直近で受けた行政庁の指導監査で指摘事項を受けた場合は、改善に取り組んでいる。
（社会福祉法人のみ）

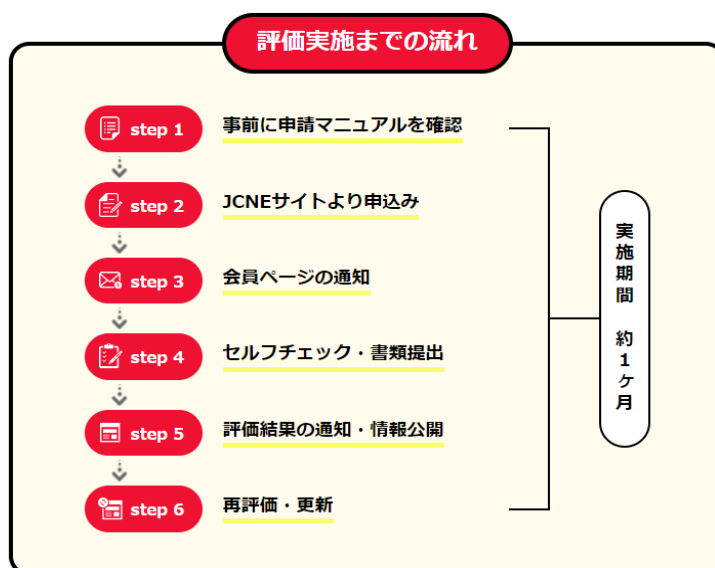
以下の条件は、セルフチェックの回答と提出資料をもとに第三者評価にて確認します。

- ・ 営利を目的としていない。
- ・ 定款に基づく役員会理事会、運営委委員会等を設置し、理事および監事を選任している。

具体的なお申し込み方法は、P3をご覧ください。

ベーシックガバナンスチェック制度 概要

評価実施までの流れ（実施期間：約1ヶ月間）



費用 現在、普及期間のため**無料**で提供しています。

有効期限 評価確定通知の発行から**3年間**

再評価 有効期間内に限り、初回評価から1年以内であれば会員ページから再評価を実施。

更新 有効期限の**2ヶ月前**に更新申請のご案内をメールにてご連絡します。

お申込み

事前にセルフチェック・提出書類を確認の上、お申し込みください

お申込みする前に、事前に申請マニュアルの「P3～P11 セルフチェック」、「P12 書類提出」をご確認ください。なお、セルフチェックの回答は、申請マニュアルをお手元にご用意の上、「P3～P11 セルフチェック」をご覧いただきながらご回答ください。

※申請マニュアルをダウンロードしてください。

ダウンロードURL：<https://jcne.or.jp/data/bgc-user-manual.Ver.1.pdf>

お問合せ

(一財) 非営利組織評価センター ベーシックガバナンスチェック担当宛

E-mail：check@jcne.or.jp



非営利組織評価センター